

いじめ対策支援員・自立支援指導員・さわやか相談員について

	趣旨	業務・活動内容
いじめ対策支援員	学校におけるいじめの未然防止及び早期発見、発生時の迅速かつ適切な対応等を図るため、いじめ事案等の課題に取り組む学校へ、5月から一定期間派遣し、学校いじめ防止対策委員会への参加、学校職員への助言、関係児童生徒への声かけ指導等を行いながら、いじめの早期改善を図る。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校いじめ防止等対策委員会への参加 (2) 被害児童生徒の見守り（安全確保） (3) 所属集団（学級等）への声かけ (4) 加害児童生徒への声かけ指導 (5) 学校職員への助言 (6) 児童生徒や保護者との面接相談 (7) 教育相談課での打ち合わせ
自立支援指導員	指導困難学級等における問題行動対応への支援強化のため、必要な学校に対して、週2日程度派遣し、学校訪問による問題行動等の情報収集やサポートチームへの参加、学校への指導助言、課題を抱える児童生徒への面接相談等の各活動を行い、効果的、継続的に児童生徒の自立支援を図る。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 指導困難校への訪問による問題行動等の情報収集 (2) 教職員・関係機関等とのサポートチーム会議への参加 (3) 学校への指導助言・児童生徒への面接相談 (4) 問題行動を繰り返す児童生徒の校外での生活指導や保護者への助言等
さわやか相談員	児童生徒の日常生活における悩み、不安、ストレス等の緩和のために、教職員とは違う視点から関り、話し相手や遊び相手になりうる第三者的存在としてさわやか相談員を配置する。さわやか相談員は、児童生徒のストレスを和らげ、心にゆとりをもって学校生活を送ることができるようにする。さらに、児童生徒の悩み等の問題解決を援助し、いじめや不登校、問題行動等の未然防止を図る。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童生徒の相談相手、話し相手及び遊び相手 (2) 活動例 <ul style="list-style-type: none"> ①保健室、休み時間や放課後の教室・校庭等、放課後の教室、放課後の校庭等、相談室等、図書室、特別支援学級等、特別室等を主な活動場所とした場合 ②特に指導配慮を要する児童生徒を対象とした活動